

香川県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 7月13日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第51号

香川県税条例の一部を改正する条例

香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(法人等の均等割の税率) 第39条 略</p> <p>2 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「施行令」という。）第7条の4に規定する収益事業（以下「収益事業」という。）を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。）又は法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第29号の2に規定する法人課税信託（以下「法人課税信託」という。）の引受けを行うものは、<u>法人とみなして、前項の規定を適用する。</u></p>	<p>(法人等の均等割の税率) 第39条 法人等の均等割の税率は、次の各号に掲げる法人等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)～(5) 略</p> <p>2 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「施行令」という。）第7条の4に規定する収益事業（以下「収益事業」という。）を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。）は、<u>法人とみなして、前項及び第42条の規定を適用する。</u></p>
<p>(法人等の均等割の減免) 第40条 略</p> <p>(1) 法人税法第2条第5号の公共法人及び同条第6号の公益法人等（防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する法人（以下「特定非営利活動法人」という。）を含む。）</p> <p>(2) 略 2～4 略</p>	<p>(法人等の均等割の減免) 第40条 収益事業を行わない法人等で次の各号のいずれかに該当するもののうち、知事において必要があると認めるものに対しては、均等割を減免する。</p> <p>(1) 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号の公共法人及び同条第6号の公益法人等（防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する法人（以下「特定非営利活動法人」という。）を含む。）</p> <p>(2) 略 2～4 略</p>
<p>(法人の事業税の税率)</p>	<p>(法人の事業税の税率)</p>

第42条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1)～(3) 略

2 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業又は法人課税信託の引受けを行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。）及び法人課税信託の引受けを行う個人は、法人とみなして、前項の規定を適用する。

3 略

4 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 略

ア～ウ 略

(2) 特別法人 各事業年度の所得及び清算所得に100分の6.6を乗じて

第42条 法人の行う事業（特定信託の受託者である法人の行う信託業（特定信託に係るものに限る。）並びに電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1)～(3) 略

2 特定信託の受託者である法人の行う信託業（特定信託に係るものに限る。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 特別法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各特定信託の各計算期間の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5
各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円を超える金額	100分の6.6

(2) その他の法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各特定信託の各計算期間の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5
各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の7.3
各特定信託の各計算期間の所得のうち年800万円を超える金額	100分の9.6

3 略

4 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項又は第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

ア～ウ 略

エ 各特定信託の各計算期間の所得に100分の9.6を乗じて得た金額

(2) 特別法人 次に掲げる金額の合計額

得た金額

(3) その他の法人 各事業年度の所得及び清算所得に100分の9.6を乗じて得た金額

(個人の事業税の税率)

第42条の4 略

(1)～(3) 略

(4) 第三種事業のうち法第72条の2第10項第5号及び第7号に掲げる事業を行う個人 所得に100分の3を乗じて得た金額

(自動車税の納期)

第89条 略

2 知事は、前項の規定により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

3 略

(狩猟税の証紙徴収の手続)

第120条 略

2 略

3 前2項の場合において、当該納税義務者が法第700条の52第1項第2号又は第4号に掲げる者に該当するときは、その旨を証明するに足る書類を提出しなければならない。

附 則

(法人税割の税率の特例)

20 昭和51年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する各事業年度分及び各連結事業年度分の法人税割並びに同期間内における解散（合併に

ア 各事業年度の所得及び清算所得に100分の6.6を乗じて得た金額

イ 各特定信託の各計算期間の所得に100分の6.6を乗じて得た金額

(3) その他の法人 次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の所得及び清算所得に100分の9.6を乗じて得た金額

イ 各特定信託の各計算期間の所得に100分の9.6を乗じて得た金額

(個人の事業税の税率)

第42条の4 個人が行う事業に対する事業税の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1)～(3) 略

(4) 第三種事業のうち法第72条の2第9項第4号、第5号及び第7号に掲げる事業を行う個人 所得に100分の3を乗じて得た金額

(自動車税の納期)

第89条 自動車税の納期は、5月15日から同月31日までとする。

2 賦課期日後に納税義務が発生した自動車税で普通徴収の方法により徴収するものの納期は、納税通知書に定めるところによる。

(狩猟税の証紙徴収の手続)

第120条 狩猟税の納税義務者は、狩猟者の登録を受ける際に、当該登録に係る申請書に前条の証紙をはり付けて狩猟税を払い込まなければならない。

2 略

3 前2項の場合において、当該納税義務者が法第700条の52第1項第2号に掲げる者に該当するときは、その旨を証明するに足る書類を提出しなければならない。

附 則

(法人税割の税率の特例)

20 昭和51年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する各事業年度分、各連結事業年度分及び各特定信託の各計算期間分の法人税割並びに同

よる解散を除く。以下同じ。)による清算所得に対する法人税割の税率は、第38条の規定にかかわらず、100分の5.8とする。

(中小法人等に対する不均一課税)

- 21 法人のうち資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社を除く。)又は法第24条第1項第4号の2に掲げる者若しくは第39条第2項において法人とみなされるものであって、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下のものに対する各事業年度分及び各連結事業年度分の法人税割額は、前項の規定を適用して計算して得た法人税割額から当該法人税割額に5.8分の0.8を乗じて得た額を控除した額に相当する金額とする。
- 22 前項の規定を適用する場合において、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるかどうか又は資本若しくは出資を有しないものであるかどうかの判定は、当該事業年度又は連結事業年度の終了の日(法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合及び同法第145条においてこれらの規定を準用する場合を含む。以下同じ。))の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人にあっては、その事業年度の開始の日から6月の期間の末日)の現況によるものとする。
- 23 附則第21項の規定を適用する場合において、県内及び他の都道府県内に事務所又は事業所を有する法人(法第24条第1項第4号の2に掲げる者及び第39条第2項において法人とみなされるものを含む。附則第26項において同じ。)の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下であるかどうかの判定は、法第57条第1項の規定により関係都道府県に分割される前の額によるものとする。
- 24 事業年度又は連結事業年度が1年に満たない場合における附則第21項の規定の適用については、同項中「年1,000万円」とあるのは、「1,000万円に当該事業年度又は連結事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする。

期間内における解散(合併による解散を除く。以下同じ。)による清算所得に対する法人税割の税率は、第38条の規定にかかわらず、100分の5.8とする。

(中小法人等に対する不均一課税)

- 21 法人のうち資本の金額若しくは出資金額が1億円以下のもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社を除く。)又は第39条第2項において法人とみなされるものであって、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下のものに対する各事業年度分、各連結事業年度分及び各特定信託の各計算期間分の法人税割額は、前項の規定を適用して計算して得た法人税割額から当該法人税割額に5.8分の0.8を乗じて得た額を控除した額に相当する金額とする。
- 22 前項の規定を適用する場合において、資本の金額若しくは出資金額が1億円以下であるかどうか又は資本若しくは出資を有しないものであるかどうかの判定は、当該事業年度、連結事業年度又は計算期間の終了の日(法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合及び同法第145条においてこれらの規定を準用する場合を含む。以下同じ。))の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人にあっては、その事業年度の開始の日から6月の期間の末日)の現況によるものとする。
- 23 附則第21項の規定を適用する場合において、県内及び他の都道府県内に事務所又は事業所を有する法人(第39条第2項において法人とみなされるものを含む。附則第26項及び第27項において同じ。)の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下であるかどうかの判定は、法第57条第1項の規定により関係都道府県に分割される前の額によるものとする。
- 24 事業年度、連結事業年度又は各特定信託の計算期間、連結事業年度における附則第21項の規定の適用については、同項中「年1,000万円」とあるのは、「1,000万円に当該事業年度、連結事業年度又は計算期間の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする。

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第42条の4、第89条及び第120条の改正規定並びに附則第4項から第6項までの規定は、公布の日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

2 改正後の香川県税条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、平成19年4月1日（以下「基準日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税、基準日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税及び基準日以後に開始する計算期間分の法人の県民税について適用し、基準日前に開始した事業年度分の法人の県民税、基準日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税及び基準日前に開始した計算期間分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

3 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、基準日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び基準日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに基準日以後の解散（合併による解散を除く。以下この項において同じ。）による清算所得に対する事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、基準日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び基準日前に開始した計算期間に係る法人の事業税並びに基準日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

4 地方税法の一部を改正する法律（平成19年法律第4号）による改正前の地方税法第72条の2第9項第4号に掲げる事業に対して課する平成18年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

5 公布の日から附則第1項の規則で定める日の前日までの間における新条例第42条の4第4号の規定の適用については、同号中「第72条の2第10項第5号」とあるのは、「第72条の2第9項第5号」とする。

(狩猟税に関する経過措置)

6 新条例第120条の規定は、平成19年4月16日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、同日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。

(信託法の制定に伴う県民税及び事業税に関する経過措置)

7 新条例第39条及び第42条の規定は、附則第1項の規則で定める日以後に効力が生ずる信託（遺言によってされた信託にあつては同日以後に遺言がされたもの）に限り、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）第3条第1項、第6条第1項、第11条第2項、第15条第2項、第26条第1項、第30条第2項又は第56条第2項の規定により同法第3条第1項に規定する新法信託とされた信託（以下この項において「新法信託」という。）を含む。）について適用し、同日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあつては同日前に遺言がされたものを含み、新法信託を除く。）については、なお従前の例による。

8 改正前の附則第20項から第24項までの規定は、附則第1項の規則で定める日前に効力が生じた特定信託に係る法人税割については、なおその効力を有する。